

事務連絡  
令和7年3月7日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた  
診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」については、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、「令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和6年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和6年度改定事務連絡」という。）において、施設基準等に関する当面の間の取扱いをお示ししているところです。

今般、令和7年度薬価改定に伴い、令和6年度改定事務連絡の別添「カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目」を、別添のとおり改定し、令和7年4月診療・調剤分以降から適用することとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願いいたします。

事務連絡  
令和6年5月22日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

## 令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」（以下「後発医薬品使用体制加算等」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305第6号）（以下「施設基準通知」という。）において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、後発医薬品使用体制加算等の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し周知方お願いいたします。

## 記

- 1 後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、当該保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合（以下「カットオフ値の割合」という。）に係る要件の取扱いについて、令和6年4月の実績から当面の間は、カットオフ値の割合を算出するに当たって、別添に示す医薬品を、調剤した「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算しても差し支えないものとする。

なお、本取扱いはカットオフ値の割合の算出に関してのみ適用されるものであり、後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、後発医薬品の使用（調剤）割合の算出に当たっては、本取扱いは適用されないため、引き続き別添に示す医薬品を含めずに計算すること。

- 2 1の取扱いについては、1月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近3月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該3月の期間中に1の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない。
- 3 後発医薬品使用体制加算等に係る届出については、施設基準通知において新規届出又は辞退について規定されているが、その具体的な手続きに当たっても1の取扱いを踏まえて行うこと。

(参考1)

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

3月分実績	本事務連絡の適用なし
4月分実績 (※)	本事務連絡の適用あり
5月分実績 (以降)	本事務連絡の適用あり (当面の間)

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

1・2・3月分実績	本事務連絡の適用なし
2・3・4月分実績 (※)	本事務連絡の適用あり (4月分実績のみ)
3・4・5月分実績	本事務連絡の適用あり (4・5月分実績のみ)
4・5・6月分実績 (以降)	本事務連絡の適用あり (当面の間)

(参考2)

本取扱いは令和6年4月の実績の計算から適用するため、(※)の4月分の実績の算出に関して、既に地方厚生(支)局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生(支)局に申し出ること。

(別添) (略)